

令和6年5月 四万十市農業委員会 議事録

1 日 時 令和6年5月10日（金）午後3時30分～午後4時30分

2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 16名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	9	坂本 一	15	伊勢脇 精藏
2	山崎 秀和	10	谷崎 容子	16	土居 忠栄
3	山本 美加	11	遠地 美千代	17	清水 優志
5	井上 靖好	12	山本 官	18	岡崎 誠
6	加用 雅啓	13	池田 三郎		
8	徳留 佳代	14	芝 順子		

(2) 農地利用最適化推進委員 5名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	武井 健治	4	岡本 尚子	5	宮地 秀之
6	弘井 徹	8	竹村 光一		

4 欠席委員

(1) 農業委員 2名

番号	氏名	番号	氏名
4	桑原 宏文	7	安藤 久徳

(2) 農地利用最適化推進委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	3	宮崎 幸一	7	宮地 浩

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	村松 大
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹	金子 伸
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	竹本 志郎	主事	岡本 ほのか
係長	下村 陽次郎	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（8件）
- 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について（3件）
- 第3号議案 非農地証明書の交付について（7件）
- 第4号議案 農用地利用集積計画案について（1件）
- 第5号議案 農用地利用集積計画案（一括方式）について（2件）
- 第6号議案 農用地利用集積等促進計画（案）について（2件）
- 第7号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- 報告事項
- その他

発言者	発言内容
議長（清水会長）	只今から令和6年5月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。 まず事務局より諸般の報告をお願いします。
事務局	それでは諸般の報告をさせていただきます。 欠席の届出がございます。議席番号4番 桑原 宏文 委員、議席番号7番 安藤 久徳 委員の2名であります。従いまして、本日の出席委員数は、18名中16名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 なお、推進委員は、東 正世 委員、宮崎 幸一 委員、宮地 浩 委員より欠席の届出がありました。 以上で諸般の報告を終わります。
議長（清水会長）	続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号5番 井上 靖好 委員、議席番号6番 加用 雅啓 委員をお願いします。
議長（清水会長）	それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページから5ページになります。 番号1。土地の表示は、竹島字竹ノ下 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は愛媛県愛南町にある農地所有適格法人で、柑橘類の加工・販売をしています。常時雇用者数20名で、農作業への従事日数は年間300日となっております。農機具につきましては、ユンボ、トラクター、トラックを所有しているとのこと。耕作面積は約41ヘクタールとなります。 現在、申請地はミカンが植えられており、取得後はミカンを中心に耕作していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号2。土地の表示は、下田字上馬越 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴4年の64歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人と譲受人の妻の2人となっております。農機具につきましては、所有していないとのこと

す。申請地は自宅から約 15 分の距離となっております。耕作面積は 2.8 アールとなります。

現在、申請地では季節野菜を栽培していますが、取得後も引き続き譲受人が季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、議案書は 3 ページになります。

番号 3 から番号 6 までは譲受人が同じですので、まとめて説明させていただきます。土地の表示は、江ノ村字ドラジリ 他 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴 3 年の 44 歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間 160 日となっております。労働力は、譲受人と譲受人の妻の 2 人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機を所有しているとのことです。現在、譲受人の住所は愛知県となっておりますが、妻と子供が 3 年ほど前から江ノ村に住んでおり、今月中旬には本人も江ノ村に移り住んできて農業を行っていく予定とのことです。耕作面積は 13 アールとなります。

現在、申請地では果樹等を栽培しており、一部休耕地もありますが、取得後は譲受人が果樹や季節野菜等を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、議案書は 5 ページになります。

番号 7。土地の表示は、中村東町二丁目 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴 10 年の 66 歳の方で、農作業への従事日数は年間 180 日の予定となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、所有していないとのことです。申請地は自宅から約 1 分の距離となっております。耕作面積は 96 平方メートルとなります。

現在、申請地では季節野菜を栽培していますが、取得後も引き続き譲受人が季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号 8。土地の表示は、竹島字横田 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴 10 年の 39 歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間 300 日となっております。労働力は、譲受人と農作業歴 30 年の父と母の 3 人となっております。農機具につきましては、トラクター、コ

	ンバイン、田植機を所有しているとのこと。申請地は自宅から約5分の距離となっております。耕作面積は229アールとなります。 現在、申請地では水稻を栽培していますが、取得後は引き続き譲受人が水稻を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「井上委員」1番・2番についてお願いします。
●5番 井上委員 （下田地区担当）	1番ですが、4月30日に現地確認しました。そこには、ハルカという品種のみかんが植えられていました。すごく慣れっていて、花もいっぱい咲いていてすごくいい状態でした。まだ、その周りに空いた土地があったので、そこもまたいずれ所有したいという意欲を示していました。 2番は、譲受人の方に直接お会いしてお話を聞きたいと思いついて電話連絡をさせていただいたところ、東京の方に行つて20日ぐらひは帰つてこないということでしたので、必要な項目を電話で聞き取りをさせていただきました。そして、自分は現地に行つて見せていただきました。そこには、特別管理が行き届いている感じではなかったです。確かに耕作されていて、たまたま近所にいた方にお話を伺つたところ、よく来て世話をしているという話を聞かせていただきましたので、これも適当であると思ひました。 以上のことから、1、2ともに適当であると考えております。
議長（清水会長）	宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「山本美加委員」3番から6番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	譲受人は現在タイで室内での水耕栽培を20人雇用して2000㎡作つているそうです。帰国後は妻と2人でレタスを栽培し、徐々にタイでやつているような室内での水耕栽培ができるような状況に整えていくとのこと。WEBでの聞き取りでした。 以上のことから、農地法第3条の許可については適当であると考えます。
議長（清水会長）	岡本推進委員から、意見などはございせんか？
◇岡本委員 （中筋・東中筋地区担当）	4月の末に譲受人代理がお世話をさせていただいて、オンラインによってこの方がタイの方に居られるので、その方と事務局とで対話をしました。すごく熱心な方で帰つて来てから

	は江ノ村の方で頑張って農業をやっていきますとのことでしたので、私の方は意見はございません。
議長（清水会長）	続きまして、「岡崎委員」7番についてお願いします。
●18番 岡崎委員 （中村地区担当）	現地は細長い土地で、花や季節野菜等が植えられていました。譲受人は譲渡人から土地を買って、畑として季節野菜を作ると言っていました。譲受人は季節野菜を作ることに意欲的であるようです。隣近所に迷惑をかけることはないと思われますので、適当であると考えております。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	岡崎委員が言われたとおり、適当であると思います。
議長（清水会長）	続きまして、「井上委員」8番についてお願いします。
●5番 井上委員 （下田地区担当）	5月8日に会うことができまして、この案件は祖母から孫への譲渡ということになっております。現地はきれいに田んぼを作られており、これからもまだ作られていくとの話も伺いましたので適当であると考えています。以上です。
議長（清水会長）	宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は6ページになります。

番号1 土地の表示は、大用字熊野 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。4月30日、地区担当の伊勢脇委員と東推進委員、申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。前のスクリーンをご覧ください。この度、墓地进行を建築するものです。場所については、市立大用小学校より約100mに位置する農地であり、周辺の畑や墓地の農地所有者から転用についての同意書の提出があります。敷地への進入は南東側の公衆用道路から、隣接地を通じて行います。排水については、雨水は自然浸透させ、生活排水等の汚水は排出しないため、周辺地域には影響がないと判断できます。

申請地は第1種・第2種・第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地となり、第3種農地に立地が困難な場合には転用が許可できる土地と判断されます。

続きまして、番号2 土地の表示は、磯ノ川字大谷口 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。4月30日、地区担当の山本委員と岡本推進委員、申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。前のスクリーンをご覧ください。この度、資材置場を建築するものです。場所については、会社に隣接する果樹園を資材置場として利用し、その資材置場にトラック、ダンプ、ユンボ、土木資材等を置く予定です。周辺農地については雑種地のみであり影響はないものと判断できます。排水については、敷地内に排水管を設置し国道脇にある暗渠排水へつなぎ排水します。

申請地は第1種・第2種・第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地となり、第3種農地に立地が困難な場合には転用が許可できる土地と判断されます。

続きまして、番号3 土地の表示は、竹島字越戸 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。4月30日、地区担当の井上委員及び申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については、北側および東側は山林、西側は雑種地、南側は公衆用道路となっており、周辺に隣接する農地はなく影響はないものと判断できます。排水については、敷地内に合併浄化槽を設置し、県道側溝へ排水、雨水については自然浸透により処理します。

申請地は、バス停から500m以内にある農地で第2種農地となり、転用が許可できる土地と判断されます。以上です。

議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「伊勢脇委員」1番についてお願いします。
●15番 伊勢脇委員 （富山地区担当）	先月30日に会長、事務局で申請地の状況確認を行いました。申請地は大用の中心部であり、周辺一帯は昔から地域住民の墓地であり、周辺農地には支障がありません。 以上のことから、転用については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	東推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「山本美加委員」2番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	事務局から説明があった通りです。果樹園から資材置き場に転用するものですが、周辺農地への日照の影響もなく、営農への支障ありません。 以上のことから転用について適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	岡本推進委員から、意見などはございませんか？
◇岡本委員 （中筋・東中筋地区担当）	この土地は20年以上昔からそのままの状態で作ることのできない土地ですので、この申請は問題ありません。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「井上委員」3番についてお願いします。
●5番 井上委員 （下田地区担当）	詳細につきましては、事務局の方から説明があったとおりです。貸人と借りる人は実の親子関係です。現地の方は家を建てても問題ない状況でありましたので、適当であると考えております。以上です。
議長（清水会長）	宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。

議長（清水会長）	続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は7ページから9ページになります。 番号1。土地の表示は渡川二丁目、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。4月30日、地区担当の徳留委員と宮地推進委員、申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は原野となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に耕作されていない状態となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。 続きまして番号2。土地の表示は西土佐江川崎清水力窪、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。4月26日に地区担当の芝委員と竹村推進委員および申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は雑木林および原野となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に雑木林となっており、課税状況については山林での課税となっています。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。 続きまして、番号3。土地の表示は江ノ村字タンノヤマ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。4月30日、地区担当の山本委員と岡本推進委員、申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は山林となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に山林となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。 続きまして、議案書は8ページになります。

番号4。土地の表示は江ノ村字モリヤマ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。番号4についても、番号3と同様に現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は山林となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に山林となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして、議案書は9ページになります。

番号5。土地の表示は川登字西ノ地、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。4月30日、地区担当の山本委員と武井推進委員、申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は宅地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に建物が建っております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、番号6。土地の表示は渡川三丁目、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。4月30日、地区担当の徳留委員と宮地推進委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は雑種地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に建物が建っており、課税状況については宅地での課税となっています。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、番号7。土地の表示は竹島字福重、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。4月30日、地区担当の井上委員と申請人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は宅地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に建物が建っております。

	以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「徳留委員」1番についてお願いします。
●8番 徳留委員 （具同地区担当）	当該地は平成14年から10年以上、耕作放棄され、雑木が生い茂っている状態でした。よって、農地への復旧は困難と判断しました。以上のことから、非農地証明については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	4月30日に会長と徳留委員と現地確認を行いました。耕作を放棄してから10年以上経っているところであり、非農地証明の交付は適当であると思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「芝委員」2番についてお願いします。
●14番 芝委員 （西土佐奈路地区ほか担当）	4月26日、竹村推進委員、申請代理人、事務局立ち合いのもと現地確認を行いました。現地は50年以上前に桑栽培を行っていましたが、その後耕作放棄され、一部が竹藪、一部が原野化しているため、農地としての復元は困難と思われます。 今後も農地として利用するつもりはないとのことで、10年以上耕作放棄され、非農地は適当であると思われます。以上です。
議長（清水会長）	竹村推進委員から、意見などはございませんか？
◇竹村委員 （西土佐奈路地区ほか担当）	現地の方、同行いたしました。竹藪が生い茂っており、機械搬入路も塞がれていまして、機械の搬入もままならないところ です。非農地証明は妥当だと思います。
議長（清水会長）	続きまして、「山本美加委員」3番・4番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	当該地は共に長年にわたり耕作放棄され、現地近くまで確認に行きましたが、雑木が生い茂っている状態でありましたので、このような状況ですので農地への復旧は困難と判断しました。 以上のことから非農地証明については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	岡本推進委員から、意見などはございませんか？
◇岡本委員 （中筋・東中筋地区担当）	4月30日に事務局、山本委員と現地の確認に行きました。とても農地には戻すことができませんので、非農地の申請は問題ありません。

議長（清水会長）	続きまして、「山本官委員」5番についてお願いします。
●12番 山本官委員 （後川地区担当）	4月30日に清水会長、事務局、武井推進委員、そして申請代理人立ち合いで現地調査を行いました。申請地は私の知る限りでは30年以上前から倉庫及び車庫として使用しておりまして、人為的に転用して15年以上経過しておりまして農地行政上も特に支障ないと判断し、非農地証明の交付は適当と考えております。以上です。
議長（清水会長）	武井推進委員から、意見などはございませんか？
◇武井委員 （大川筋・後川地区担当）	事務局、山本委員から説明があったとおりでございます。 現地は、30年以上前から農業用倉庫ということで、元に戻すことは困難でなかろうかという判断をいたしました。 よって、非農地証明の申請は妥当と考えております。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「徳留委員」6番についてお願いします。
●8番 徳留委員 （下田地区担当）	当該地は、昭和37年頃から宅地として利用されているようですが、平成31年、家屋解体後は駐車場として使用されています。人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障ないと判断しました。 以上のことから非農地証明の交付は適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	4月30日に事務局、会長、徳留委員と一緒に現地確認をしました。人為的に転用されてから15年以上経過している土地ですので、農地への復元は困難であると判断しました。 以上により、非農地証明の交付は適当と考えます。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「井上委員」7番についてお願いします。
●5番 井上委員 （下田地区担当）	前のスクリーンを見ていただいても分かるように、耕作自体は70年以上前からしていなくて、小屋がいつからできていたかは定かではないですが、かなり蔦が絡まったような状態で、これを農地に復元してというのは非常に困難であると判断しています。 そのようなことから非農地証明の交付は適当であると考えております。以上です。

議長（清水会長）	宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画案について議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は10ページ、農用地利用集積計画書（案）は11ページになります。 それでは1番について説明いたします。借受人は下田地区において、野菜を栽培している認定農業者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は賃貸借権の設定となっております。貸借期間は、令和6年5月10日から令和11年5月9日までの5年間となっております。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「井上委員」1番についてお願いします。
●5番 井上委員 （下田地区担当）	貸付人とは直接会ってはいませんが、市役所から事情を聴き連絡しました。 電話でのやりとりでしたが、その旨を譲受人とも話をし、お互いが同意し、やるということになりましたが、譲受人のお母さんが若干納得がいかない部分があったようで、譲渡人がどうなのかと心配していましたが、今日の総会で決まると思いますという話をしました。譲受人が不安に思ってい

	るのが、5年間の契約中に何かあった時に辞めることができるのかという話があって、例えば身体の事情とか、その他の事情とかがおきてきた時に、申し出ていただいて、貸付人にもそれを伝えましょうかという話になっています。そのようなことから今回うまく契約ができましたが、譲渡人が元々は地元の方ですが、さいさい帰ってくることもできないので、1年毎に支払いはまとめて振込にしようかと提案しています。 そのようなことから、適当であると考えております。以上です。
議長（清水会長）	宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第4号議案 農用地利用集積計画案について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画案について、これを適当と認め答申することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画案（一括方式）について議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは第5号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（一括方式）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は12ページ、農用地利用集積計画書（一括方式）は13ページになります。 1番から2番について説明いたします。借受人は中筋地区で水稻や果樹の栽培をしている方です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権の設定です。貸借期間

	は、令和6年5月10日から令和9年5月9日までの3年間となっています。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山本美加委員」1番・2番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	4月30日に岡本推進委員と申請地の状況確認および借受人への聞き取りを行いました。岡本推進委員が借受人に電話をして、話を聞きました。申請地の現況は田となっています。借受人は訪問時、田植えの最中でした。今回借り受けしようとする農地もトラクターで耕していました。周辺の農地に影響はありません。また借受人は耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に使用して耕作すると認められ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められます。 以上のことから、農用地利用集積計画については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	岡本推進委員から、意見などはございませんか？
◇岡本委員 （中筋・東中筋地区担当）	4月30日に山本委員とこの田の方に行きました。ちょうど田植えをしている途中だったので、電話で話を聞きました。現地はきれいに田んぼを耕していて、田植えの準備をしているところだったので、しっかりこれから耕作していくことが分かりましたので、この件には賛成です。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第5号議案 農用地利用集積計画案（一括方式）について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画案（一括方式）について、これを適当と認め答申することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第6号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積等促進計画案について議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは第6号議案の農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積等促進計画案について諮問がありました

	ので説明いたします。議案書は14ページ、農用地利用集積等促進計画案は15ページになります。 1番から2番について説明いたします。借受人は具同地区で水稻の栽培をしている認定農業者です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権の設定です。高知県農業公社と借受人との貸借期間は、高知県知事の認可日から令和10年9月7日までの約4年間となっています。 今回の申請は、令和5年に四万十市内の農業者へ高知県農業公社より5年間の貸借設定により転貸されていた案件であります。貸借期間途中での解約後、市内の認定農業者が引き続いて、残りの期間を使用貸借により耕作を行うというものであります。農用地利用集積等促進計画を定める場合は、都道府県知事の認可を受けなければならないこととなっているため、始期が知事の認可日からとなっているものです。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「徳留委員」1番・2番についてお願いします。
●8番 徳留委員 （具同地区担当）	4月28日、申請地の状況確認および借受人への聞き取りを行いました。申請地の状況は田となっています。 借受人は主に水稻を耕作しています。今回借り受けしようとする農地についても、水稻を耕作していくとのこと。現地を確認しましたが、すでに水稻が植えられていました。周辺の農地も水稻が植わっており、農地に影響はありません。借受人は耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に使用して耕作を行うと認められ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められます。 以上のことから、農用地利用集積等促進計画案については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	公社が間に入っているということなので、問題はないと思います。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし

議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第6号議案 農用地利用集積等促進計画案について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積等促進計画案について、これを適当と認め答申することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第7号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、第7号議案の説明をいたします。 お手元にお配りしております、「第7号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」をご覧ください。 この決議の経過といたしましては、令和元年、県外にて農地転用に関わり農業委員会の会長が農地法違反と収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生し、農林水産省より綱紀粛正の通知が発出されました。このことを受け、全国農業会議所から全ての農業委員会に対し、職責の再認識と法令違反の再発防止の申し合わせ決議を毎年度実施するよう依頼があったため、本市農業委員会におきましても、毎年5月の農業委員会総会にて、農業委員会法第31条及び同法第33条を適切に実施し、農業委員会の議事の公正さを確保するという内容の決議を行っております。 それでは、決議文を読み上げます。 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。 特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。 1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を

	適正に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。 令和6年5月10日、四万十市農業委員会。 この申し合わせ決議文の読み上げを持ちまして本市農業委員会における法令遵守の申し合わせ決議とさせていただきます。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。
事務局	農地形状変更届出書の提出が1件ありましたので、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。 お手元に配布しております別紙の「報告事項 農地形状変更届出について」をご覧ください。形状変更につきましては、本市の農地形状変更指導要領第5条第2項により、届出書の提出があった場合、農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日報告するものです。 番号1。土地の表示は山路字深木谷、以下届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。4月30日に事務局で現地に向かい、八束地区担当の山崎委員と宮崎推進委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。変更を行う理由としましては、田んぼを畑として使用するにあたり、土地の高さが低く水はけが悪いので、農地を嵩上げするよう盛土を行うためであります。形状変更後は季節野菜を栽培していくこととしており、耕作の用に供することを確認しております。 以上のことから、農地形状変更指導要領第3条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和6年5月7日付で形状変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。 なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第7条第2項の規定により、再度現地確認をすることとしております。以上です。 続きまして、地域計画についてです。下田地区のアンケートについて、2月に発送し、地域の皆さんから回答をいただきました。下田地区の座談会は5月17日に「四万十川下流交流センター」で行いますので、中心経営体である農家さん等に通知しました。

	下田地区の農業委員、最適化推進委員は、座談会への出席、及び座談会開催における人集めのご協力をお願いします。 また、お手元に手引きを配布しております。中身を見ていただき、座談会等に参加していただくようによりしくお願いいたします。以上です。
議長（清水会長）	以上で事務局からの説明が終わりました。 最後に、委員の皆様から何かございませんか。
議長（清水会長）	ないようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。 これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 5 月 10 日

議長 清水 優志

署名委員 加用 雅啓

署名委員 井上 靖好